

令和7年度 特別区民税・都民税・森林環境税
税額決定・納税通知書のご案内

いつも区政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。このたび、令和7年度の住民税が決定しましたので、税額決定・納税通知書をお送りいたします。

1. 住民税のあらまし

世田谷区で課税される方	令和7年度の住民税は、令和7年1月1日現在お住まいの住所地で、令和6年1月から令和6年12月までの1年間の所得に基づいて課税されます。 ※令和7年1月1日に世田谷区にお住まいの方は、1月2日以降に世田谷区外へ転出された場合でも令和7年度の住民税は全額を世田谷区に納めていただきます。 転出先の区市町村で住民税が課税されることはありません。
住民税とは	住民税には、特別区民税（市町村民税）と都民税（道府県民税）があり、これらをあわせて区（市町村）で課税し、納めていただきます。 また、東京23区は「特別区」のため、市町村民税のことを「特別区民税」といいます。
均等割と所得割	特別区民税と都民税には「均等割」と「所得割」があります。 ○均等割…令和6年中に一定以上の合計所得金額がある場合、一律に課税されます。 特別区民税：3,000円 都民税：1,000円 合計 4,000円 ○所得割…令和6年中の所得に応じて計算された税額です。 ※合計所得金額については、5頁左上の★を参照
森林環境税	森林環境税は令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。 住民税均等割と併せて年額1,000円が賦課徴収され、森林環境譲与税として各自治体に譲与されます。

2. 納付について

- (1) 納付書が同封されている方
- 各納期限までに、納付書により金融機関等で納めてください。
納期限を過ぎると、延滞金がかかる場合がありますので、納期限内に納めてください。
 - 全期分納付書【一括納付専用】（年税額／1枚）と各期分納付書（第1期～第4期／4枚）の計5枚の納付書が同封されている場合、「年1回の全納」または「年4回に分けて納付」のいずれかご都合のよい納付書により納めてください。
全期分納付書と各期分納付書の両方で重複して納めないように、ご注意ください。
【納期限】 ●全期分納付書：6月末
●各期分納付書：6月・8月・10月・翌年1月の末日
（末日が、土・日・祝・休日の場合、納期限は翌開庁日）
 - 各期分納付書が1枚～3枚の場合には、全期分納付書を同封しておりませんので、各期の納付書により納めてください。
 - 口座振替依頼書が届いた方でも、相続人代表者の方など、納税承継人の方は口座振替をすることができますので、ご注意ください。
- (2) 納付書が同封されていない方
- 口座振替の場合は、納付書を同封しておりません。登録の口座から住民税が自動振替されますので、口座残高のご確認をお願いします。
 - 公的年金や給与以外の所得がなく、納税額的全額が特別徴収される方は納付書を同封しておりません。

3. よくあるお問い合わせ

- (1) 給与から住民税が差引き（特別徴収）されているのに納付書が届いた
- 前年中に給与所得以外に他の所得（不動産所得・配当所得・譲渡所得等）がある方は、給与所得と他の所得を合算して年税額を計算し、給与所得のみで計算した特別徴収額を差し引いて、残った住民税額を個人納付として納税通知書をお送りしています。ご希望により、個人納付分の住民税額を特別徴収額に加算することが可能です。
納期限までに課税課へご連絡ください。
なお、従たる給与所得（副業等）に係る住民税は、主たる給与所得とあわせて計算し、主たる給与からの特別徴収となります。【令和7年度からの変更点】
また、公的年金所得に係る住民税は、公的年金からの差引き（特別徴収）となります。
詳細は、区のホームページをご覧ください。
- (2) 退職したが、どのように納付すればよいか
- 令和7年度住民税の特別徴収は、令和7年6月の給与より差引きが開始されます。
令和7年5月以前に退職された方は、令和7年度住民税を給与から差し引くことができませんので、個人で納めていただくことになります。退職後、再就職をされた場合は、再就職先の会社からお手続きいただくことにより、納期限前の個人納付分を特別徴収に切り替えることができます。手続きの方法については、課税課もしくは新しい勤務先の人事・経理担当へお問い合わせください。

- (3) 世田谷区から転出したのに納付書が届いた
- 令和7年1月1日に世田谷区にお住まいの方は、1月2日以降に世田谷区外へ転出された場合でも令和7年度の住民税は全額世田谷区に納めていただきます。転出先の区市町村で住民税が課税されることはありません。
- (4) 公的年金から住民税が差引きされているのはなぜか
- 公的年金特別徴収の説明は3頁をご覧ください。

- (5) 寄附金税額控除について知りたい
- ふるさと納税等の寄附をされた方は、寄附金税額控除が受けられます。寄附先により受けられる寄附金税額控除の金額が変わりますので、詳細は「税額控除等」の寄附金税額控除額欄をご覧ください。
「ふるさと納税」（都道府県・区市町村に対する寄附金）については、次のとおりです。
★令和元年6月以降、総務大臣が指定した地方団体が対象です。
★世田谷区民の方も世田谷区に「ふるさと納税」をすることができます。
詳細は、区ホームページの「区へのふるさと納税のご案内」からご確認ください。
- (1) ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方
- 寄附をした金額が、控除を受けられる限度額以内の場合、特別区民税・都民税の寄附金税額控除額は、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。
- (2) 確定申告をされた方
- 寄附をした金額が控除限度額以内の場合、所得税で軽減された金額と特別区民税・都民税の寄附金税額控除額を合算した金額が、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。
確定申告をされた方は、第二表の「住民税・事業税に関する事項」の寄附金額記載欄（下記の図参照）に記載されていないと住民税での控除ができません。
確定申告で寄附金控除の申告をされ、住民税で控除されていない方は、課税課にご連絡ください。

確定申告書を提出された方へ

確定申告書の第二表に「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税・事業税に関する事項」（下図1及び図2）があります。この欄に記入が無いと以下に該当する方でも、当該事項が住民税に反映されていない場合があります。

○同一生計配偶者がいる場合 ○16歳未満の被扶養者がいる場合 ○寄附金税額控除を適用する方
○配当割・株式等譲渡所得割額控除を適用する方 ○住民税の徴収方法を選択したい方 等
⇒記入が漏れてしまった場合は、課税課へご連絡ください。

<図1 確定申告書第二表「配偶者や親族に関する事項」>

<図2 確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」>

4. 公的年金からの住民税の差引き（特別徴収）について

公的年金からの住民税の特別徴収とは、年金保険者（日本年金機構等）が住民税を年金から差し引いて区市町村へ直接納入する制度です。
この制度の対象となるのは、令和7年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある方です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する方を除きます。

- 【年金からの特別徴収に該当しない方】
- ①介護保険料が年金から差し引かれていない方
 - ②差し引かれる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方
 - ③亡くなられた方

特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金・退職年金等です。差し引かれる住民税額は、年金所得から計算した税額のみです。
また、公的年金からの特別徴収開始後、年金の支給停止などの理由により、特別徴収は中止となる場合があります。納付状況に応じて、普通徴収での納付もしくは還付について通知をお送りします。

【新しく公的年金からの特別徴収を開始する方の納め方】					
徴収方法	普通徴収（納付書で納付）		公的年金からの特別徴収		
時 期	第1期	第2期	本徴収（後半分）		
			10月	12月	翌年2月
税 額	年税額の4分の1	同 左	年税額の6分の1	同 左	同 左

今年度の住民税は、初めに普通徴収の第1期・第2期の2回を納付書で納めていただきます。
次に、年税額の残りを、10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から3回に分けて特別徴収します。

【2年目以降の納め方】					
徴収方法	公的年金からの特別徴収				
時 期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）	
	4月	6月	8月	10月	12月 翌年2月
税 額	前年度年税額の6分の1	同 左	同 左	年税額から4月・6月・8月に仮徴収した合計額を引いた残りを3分の1ずつ	

2年目以降の住民税は、前年度年税額の6分の1を、4月・6月・8月に支給される公的年金から特別徴収します（これを仮徴収といいます）。
次に、年税額の残りを、10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から3回に分けて特別徴収します。
今回の通知では、令和8年4月・6月・8月の仮徴収の金額までご通知しています。

令和6年度に公的年金から特別徴収されていた方へ

- 一定の要件に該当した場合、令和7年度は普通徴収に変更となることがあります。
納付書が同封されている方は、納付書裏面に記載の金融機関等へ納めてください。
- 令和6年度の納税通知書で、令和7年4月・6月・8月に公的年金から特別徴収される仮徴収税額を通知しています。ただし、死亡等により公的年金からの特別徴収が中止になった方や、令和6年度に比べ令和7年度の税額が少なくなった方については、改めて令和7年4月・6月・8月の変更後の特別徴収税額（0円となる場合もあります。）を記載しています。
- 実際に公的年金から特別徴収された税額が納税通知書の令和7年度の4月・6月・8月の税額を上回っている場合は、還付または充当を行います。後日、納税課より別途通知書をお送りしますので、必要な手続きをお願いします。

5. 令和7年度住民税の主な改正点

- 住宅借入金等特別税額控除の特例の拡充
 - 同一生計配偶者に係る定額減税（令和7年度のみ適用）
- ☆改正点の詳細やその他の改正点については、区のホームページをご覧ください。

6. キャッシュレス決済での納付について

- スマートフォン決済アプリで納付書表面のeL-QRを読み取って納付
使用できるアプリは、右の二次元コードから確認してください。
- 地方税お支払サイトから納付
以下の二次元コードから地方税お支払サイトにアクセスし、手続きを進めてください。
納付書表面のeL-QRを読み取り、または納付書表面のeL番号を入力し、案内に沿って納付してください。
○クレジットカード
○インターネットバンキング
○ATM（Pay-easy（ペイジー）） など

- ご注意ください
- キャッシュレス決済では領収証書が発行されません。
 - 納付上限額、決済手数料は使用するアプリや支払い方法によります。
 - 指定期限を過ぎてしまうと納付できない場合があります。

※現金での納付も可能です。
世田谷区のホームページには、すべての納付方法の詳細を掲載しています。
右の二次元コードからご確認ください。

お問い合わせ先

☆多く寄せられる質問等については、世田谷区のホームページに掲載しています。
世田谷区ホームページ (https://www.city.setagaya.lg.jp/) のTOP画面の「問合せ・よくある質問」からご覧ください。

※英文の説明書をご希望の場合は、ご連絡ください。
We will send English explanation on your demand.

① 課税内容については……………世田谷区 課税課（お住まいの地域の担当係）			
お住まいの地域	池尻（1～3丁目、4丁目1～32番）、上馬、経堂、駒沢（1～2丁目）、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻（4丁目33～39番）、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢（3～5丁目）、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀
担当係	課税第1係 TEL 03 (5432) 2169	課税第2係 TEL 03 (5432) 2174	課税第3係 TEL 03 (5432) 2184
FAX	課税課全係共通 FAX 03 (5432) 3037		

- ② 期限内納付が難しい方は……………世田谷区 納税課 納税相談係 TEL 03 (5432) 2208
- ③ 口座振替については……………世田谷区 納税課 収納・税証明係 TEL 03 (5432) 2197
- 納税課全係共通 FAX 03 (5432) 3012

振り込め詐欺にご注意を！
区役所職員が「税金」「医療費」「保険料」などの還付の手続きのためにATMの操作やレターパックの利用を求めることはありません。不審に感じたら、家族や警察に相談しましょう。

